

募 集 要 項

佐用日本語学校



〒679-5641 兵庫県佐用郡佐用町久崎 50 番地

Tel 0790-88-8008

Fax 0790-88-8018

URL <http://www.sayoschool.jp/>

1. 佐用日本語学校 概要

- ・ 設置代表者 株式会社ダニエル企画 代表取締役 成 暲哲
〒169-0073 東京都新宿区百人町 1-22-19 筒井ビル 2 1 階
TEL:03-6806-5988 FAX: 03-6806-5983
- ・ 沿革 2018 年 10 月 開校
2020 年 11 月 適正校として選定
2022 年 10 月 適正校（在籍管理優良校）として選定
2023 年 10 月 適正校（クラス I）として選定
2026 年 4 月 定員 100 名に増員

佐用日本語学校 設置代表者挨拶

株式会社ダニエル企画は 2006 年に設立され、これまで長年にわたり、外国人留学生に関わるさまざまな活動に取り組んでまいりました。多くの留学生と接する中で、日本語教育の重要性を強く感じるとともに、留学生が日本で学び、成長し、将来への可能性を広げていくためには、教育面だけでなく生活面も含めた支援が大切であると考えようになりました。

こうした経験を生かし、「世界と日本を繋ぐかけ橋を目指す」という理念のもと、地域社会に貢献できる人材の育成を目指して佐用日本語学校を設置いたしました。

ダニエルグループは、今後も地域とのつながりを大切にしながら、学生一人ひとりが安心して学び、それぞれの目標に向かって成長できる日本語学校づくりに努めてまいります。

株式会社ダニエル企画 佐用日本語学校 設置代表者 成 暲哲

佐用日本語学校 校長紹介 久保正彦

佐用日本語学校校長として、学校運営全般の統括および教育体制の整備に従事している。京都産業大学理学部計算機科学科卒業後、民間企業を経て佐用町役場において長年にわたり行政運営に携わり、企画防災課長等として地域政策、まちづくり、危機管理分野における豊富な実務経験を有する。

退職後は兵庫県立佐用高等学校において講師および文部科学省指定事業の地域協働学習実施支援員として教育分野に従事し、地域連携型教育の推進に貢献。

その後、佐用日本語学校において事務局長・総務部実務顧問として開校運営の基盤整備に携わり、2025 年 10 月より校長に就任。

現在は、行政・教育双方の経験を活かし、留学生に対する実践的な日本語教育の推進と、地域社会と連携した多文化共生教育の充実に取り組むとともに、適正な在留管理および文部科学省基準に準拠した学校運営の強化に努めている。

2. 出願資格

- 母国あるいは外国において、12年以上の学校教育課程を修了している方
- 日本留学に必要な学費生活費を確実に負担する方がおり、その方の資産形成過程を通帳などの資料で証明ができる方
- 4月入学：大学・専門学校進学2年課程：日本語を150時間以上履修し、日本語教育の参照枠におけるA1以上（日本語能力N5程度以上）の日本語能力を証明できる方
- 10月入学：大学・専門学校進学1年6か月課程：日本語を300時間以上履修し、日本語教育の参照枠におけるA2以上（日本語能力N4程度以上）の日本語能力を証明できる方

3. 課程概要と出願期間

課程	修業期間	定員	学期	出願期間
大学・専門学校進学 2年課程	2年 始期：4月	60名	第1学期：4月～9月 第2学期：10月～3月 第3学期：4月～9月 第4学期：10月～3月	前年9月1日 ～10月31日
大学・専門学校進学 1年6か月課程	1年6か月 始期：10月	40名	第1学期：10月～3月 第2学期：4月～9月 第3学期：10月～3月	4月1日～ 5月31日

4. 選考方法と基準

- 書類審査ののち、ZOOM入学選考口頭面接により、日本語能力、留学の意思、留学資格、経済状況を確認し、当校の入学にふさわしい方を選考します。
- 入学時点で大学・専門学校進学2年課程は日本語教育の参照枠A1以上（日本語能力N5程度以上）の日本語能力、大学・専門学校進学1年6か月課程は日本語教育の参照枠A2以上（日本語能力N4程度以上）の日本語能力の証明が必要です。
- 選考の結果、入学をお断りする場合があります。

5. 入学願書類について

- 日本語以外の言葉で書かれた書類には、日本語訳を必ず添付してください。
- 提出された書類は原則として返却しません。ただし、卒業証書の原本などは入国管理局からの在留資格認定証明書の交付・不交付の結果通知とともにお返しします。

出願者に関する書類

1	☐	証明写真 7 枚	縦 4 cm×横 3 cm、3 か月以内に撮影したもの。正面向き、胸から上、無帽、無背景、顔の輪郭が明瞭なもの。
2	☐	パスポートの写し	顔写真のあるページ、文字・顔写真が鮮明なもの。
3	☐	入学願書（当校指定用紙）	出願者本人が、各項目に空欄のないように記入してください。（学歴・職歴、進学準備期間、兵役期間も記入）
4	☐	卒業証明書	最終学校卒業証書の原本または卒業証明書。大学在学中の方は在学証明書、中退した方は在学期間証明書。
5	☐	成績証明書	上記学校が発行した成績を証明する書類の原本。
6	☐	在職証明書	在職中の方は在籍会社等に発行してもらってください。
7	☐	日本語能力証明書	日本語能力試験などの合格証書原本。

経費支弁に関する書類

A 支弁者が日本以外の国に居住する場合			
1	☐	経費支弁書	経費支弁者が直筆で記入してください。
2	☐	預金残高証明書	口座番号、通貨単位の記載のあるもの。予定在学期間に見合う残高のあること。
3		資金形成経緯資料	1 年分の通帳写し。
4	☐	職業証明書	収入や預金残高を裏付ける資料として用意してください。
5	☐	収入証明書	1 年分の年間総所得の記載のあるもの。
6	☐	戸籍謄本など	出願者と経費支弁者との関係を証明するもの。
7	☐	その他	追加資料が必要な場合（ ）

B 支弁者が日本に居住する場合			
1	☐	経費支弁書	経費支弁者が直筆で記入してください。
2	☐	預金残高証明書	予定在学期間に見合う残高のあること。
3	☐	職業証明書	会社勤務の方：所属先の在職証明書をご用意ください。 会社経営の方：会社登記簿謄本などをご用意ください。 自営業の方：確定申告書控の写しをご用意ください。
4	☐	収入証明書	年間総所得の記載がある住民税課税証明書。
5	☐	戸籍謄本など	出願者と経費支弁者との関係を証明するもの。
6	☐	その他	追加資料が必要な場合（ ）

6. 入学までの流れ

1. 入学願書類の提出

- 「5. 入学願書類について」に記載のある書類を当校に提出してください。
- 不足や不明点がある場合には追加資料をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。

2. 入学選考

- 選考結果により、合格・不合格を通知します。
- 不合格の方には、在留資格認定証明書交付申請に関する書類をお返しします。
- 選考料はどのような理由があってもお返ししません。

3. 在留資格認定証明書交付申請

- 入国管理局へ、入学選考合格の方の在留資格認定証明書交付申請を行います。
- 大学・専門学校進学2年課程は11月、大学・専門学校進学1年6か月課程は6月に申請予定です。

4. 在留資格認定証明書の交付

- 申請後、約2か月半で交付・不交付の結果が出ます。結果が出次第お知らせします。
- 証明書が交付された方には、学費等納付金の請求書をお送りします。

5. 学費等納付金の振り込み

- 在留資格認定証明書交付のお知らせ後、当校指定の金融機関口座に請求書記載の金額を期限までに振り込んでください。

6. 在留資格認定証明書・入学許可証の送付

- 学費等納付金の入金確認後、在留資格認定証明書、当校入学許可証、学費領収書、入学手続きのご案内をお送りします。

7. 留学ビザ申請

- 在外日本大使館・領事館で留学ビザを申請してください。
- 留学ビザの申請には在留資格認定証明書と当校の入学許可証が必要です。

8. 留学ビザ取得、入国

- 留学ビザを取得したら、準備を整えて来日してください。
- 入国の航空券予約については、事前に日本到着便の日時をご相談の上、ご予約ください。

7. 学費等納付金のお支払いについて

お支払時期	項目	進学2年課程	進学1年6か月課程
入学願書提出時	選考料	30,000 円	30,000 円
在留資格認定証明書 交付連絡時	入学金	80,000 円	80,000 円
	授業料	640,000 円	640,000 円
	施設費・教材費等	64,000 円	64,000 円
	合計	814,000 円	814,000 円
入学1年後	授業料	640,000 円	320,000 円
	施設費・教材費等	64,000 円	39,500 円
	合計	704,000 円	359,500 円
合計		1,518,000 円	1,173,500 円

※返金について：既に納入した学生納付金は、原則として返金しません。ただし、以下の場合には学生納付金の一部を返金します。

- (1) 入学者選考において不合格の場合：選考料は返金しません。
- (2) 在留資格認定証明書が交付され、入学許可証を交付したにも関わらず、入学しなかった場合：選考料、入学金以外の納付金を返金します。ただし、在留資格認定証明書と入学許可証の返却を条件とします。
- (3) 在外日本大使館・領事館にて入国査証が発給されなかった場合：選考料、入学金以外の納付金を返金します。ただし、入学許可証の返却と在外日本大使館・領事館において入国査証が発給されなかった事の確認を条件とします。
- (4) 入国査証を取得したが、来日以前に入学をキャンセルした場合：選考料、入学金以外の納付金を返金します。ただし、入学許可証の返却と入国査証の失効確認を条件とします。
- (5) 授業料を納付し入学後、1年目で中途退学する場合：選考料、入学金は返金しません。授業料も原則として返金しません。ただし、学生が帰国する場合、一部の授業料を以下の通り返金します。
 - ア) 入学後1か月以内に退学し帰国する学生：9か月分の授業料のみ返金します。
 - イ) 入学後2か月～3か月以内に退学し帰国する学生：6か月分の授業料のみ返金します。
 - ウ) 入学後4か月～6か月以内に退学し帰国する学生：3か月分の授業料のみ返金します。
 - エ) 入学後7か月～9か月以内に退学し帰国する学生：授業料の返金はしません。
- (6) 2年目で中途退学する場合：学生が既に納めた授業料のうち、退学日の翌月分からの授業料のみ返金します。
- (7) 授業開始日より来日が遅れた場合：受講できなかった期間の授業料は返金しません。

8. 教育課程

(1)大学・専門学校進学2年課程 (授業日数：384日 授業時数：1536単位時間)

	到達目標
初級Ⅰ A1	教室や日常生活など身近な場面で、簡単な日本語を聞いたり読んだりし、基本的な情報を理解することができる。自分自身や身近な事柄について、簡単な表現を用いて質問・応答、発表、記述をすることができる。
初級Ⅱ A2	日常生活や学校生活など身近な場面で、簡単な日本語を聞いたり読んだりし、主要内容や必要な情報を理解することができる。身近な話題について必要な情報を交換したり、自分の希望や意見を伝えたりしながら経験を整理し、まとまりのある発表や文章で表現することができる。
中級 B1	日常生活、学習、社会生活など身近な社会的話題について、説明や会話、文章から要点や必要な情報を把握することができる。自分の意見や考えを理由や具体例とともに表現し、相手と意見や情報を交換しながら、目的や聞き手を意識してまとまりのある発表や文章を作ることができる。
中上級 B2	社会、文化、学習などの具体的・抽象的な話題について、やや複雑な話し言葉や文章から、主要内容、論旨、情報の関係、話し手・書き手の意図などを把握することができる。複数の情報や意見を整理・比較した上で、自分の立場や考えを明確に示し、理由や根拠を示しながら、相手や目的に応じて、比較的流暢かつ論理的に意見交換、発表、記述をすることができる。

(2)大学・専門学校進学1年6か月課程 (授業日数：288日 授業時数：1152単位時間)

	到達目標
初級Ⅱ A2	日常生活や学校生活など身近な場面で、簡単な日本語を聞いたり読んだりし、主要内容や必要な情報を理解することができる。身近な話題について必要な情報を交換したり、自分の希望や意見を伝えたりしながら経験を整理し、まとまりのある発表や文章で表現することができる。
中級 B1	日常生活、学習、社会生活など身近な社会的話題について、説明や会話、文章から要点や必要な情報を把握することができる。自分の意見や考えを理由や具体例とともに表現し、相手と意見や情報を交換しながら、目的や聞き手を意識してまとまりのある発表や文章を作ることができる。
中上級 B2	社会、文化、学習などの具体的・抽象的な話題について、やや複雑な話し言葉や文章から、主要内容、論旨、情報の関係、話し手・書き手の意図などを把握することができる。複数の情報や意見を整理・比較した上で、自分の立場や考えを明確に示し、理由や根拠を示しながら、相手や目的に応じて、比較的流暢かつ論理的に意見交換、発表、記述をすることができる。

9. 生活案内

(1) 寮生活について

- 当校では、佐用町内の一軒家を寮とし、3～5人の学生が共同生活をします。
- 寮費は月 18,000 円です。前月末日までに支払ってください。

男子寮 本位田寮 佐用町本位田乙 189
上町メイン寮 佐用町佐用 248-2

上町寮	佐用町佐用 248-7 第1寮・第2寮
上町住宅	佐用町佐用 3244 33号・34号・35号・36号
上長尾寮	佐用町長尾 892-1
栄町男子寮	佐用町佐用 2852-37
女子寮 官舎寮	佐用町佐用 2843-2
下長尾寮	佐用町長尾 355
西山寮	佐用町佐用 496-1
山王寮	佐用町佐用 365-1 202号・305号・306号

(2)健康診断・健康管理

- 年に1回、当校提携の病院または町が実施する集団健診で健康診断を受けます。
- 持病やアレルギーがある方はお知らせください。
- 体調不良の際は、学校の教職員に連絡してください。

(3)国民健康保険制度

- 日本の法律により、国民健康保険に加入することが義務づけられています。
- 来日後、役場で住民票登録をするときに、国民健康保険の加入手続きをします。
- 病院で治療を受ける場合に、医療費の3割を負担する制度です。保険料は滞りなく役場に支払ってください。

(4)留学生保険

- 病院で治療にかかった費用を補償する保険です。入学と同時に加入しています。
- 国民健康保険と合わせると医療費の多くの部分が補償されます。
- 病気やけがの補償だけでなく、火災や個人賠償責任補償にも対応しています。

(5)オリエンテーション

- 入国後、日本語のレベルを確認するためのテストや面接を行い、クラスを決めます。
- 授業開始前に使用教科書や必要教材を配布します。
- 当校での学生生活、日本で生活するためのマナーや習慣を説明します。

(6)アルバイトについて

- 留学生のアルバイトは、出入国在留管理局から「資格外活動許可」を受けた上で、1週間に28時間以内（夏休みなどの長期休業期間は1日8時間、週40時間以内）のアルバイトが許可されます。
- 許可された時間を超えてアルバイトをした場合は、在留期間更新が許可されない場合があります、退学の対象となります。

(7)生活費について

- 日本の物価は高いです。1か月の生活費のめやすは、寮費18,000円、電気代5,000円、水道代2,000円、ガス代4,000円～、携帯電話通信費8,000円～、国民健康保険料2,700円、通学定期券4,000円、食費6,000円～などで、約60,000～80,000円程度かかります。十分な生活設計を立てて生活してください。